

2025 年 1 月 マンスリーレポート

夜間・休日ワンストップ窓口への相談事例

(公的医療保険未加入の在留外国人の入院に際して配慮すべき点と母国での治療について。)

ご相談内容：

先日、当院に胸部痛を訴える 65 歳の外国人が来院した。

この患者は 10 年ほど日本に在留し就労しているとのことであったが、日本の公的医療保険に加入していないため、自由診療で対応した。当日分の医療費に関しては問題なく支払っていただいた。

診察したところ、精密検査が必要なためこの患者に検査入院を勧めたところ、近々母国に帰国するので母国での治療を希望したため、当院で診断書を作成しこの患者に渡した。

後日、当院にこの患者の雇用主と名乗る日本人から電話でこの患者に関して、当院での入院治療を行いたいとの意向を伝えてきた。

検査をしたわけではないので患者や雇用主には伝えてはいないが、初診の際に抜いた胸水の状態を見ると肺がんの可能性がかなり高く、手術と長期の入院が予想されたため、当院からこの雇用主に、患者が公的医療保険未加入であることから医療費が高額になることを伝え、以下を確認した。

- この患者を公的医療保険に加入させる意思はあるか。
- この患者の連帯保証人になる意思はあるか。

この雇用主からは、保険加入の意思はないことと、連帯保証人になることに関しては曖昧な回答しか得られなかった。

この雇用主によるとこの患者には月 50 万円ほどの報酬を渡していること、またこの患者の家族は母国におり、国内には姪が一人いるだけとのことであった。

また、当院の医事課にこの患者が当院で入院治療した場合に想定される医療費を確認したところ、月 200 万円ほどかかるとのことであった。

以下の点を相談したい。

- この雇用主には連帯保証人になる意思が確認できないので、患者の入院に際しては国内にいるこの患者の姪に連帯保証人になってもらえばよいのか。
もし姪に連帯保証人になることを断られた場合、連帯保証人なしにこの患者を受入れなければならないのか。
- このようなケースで、未収金を発生させないために配慮すべき点が知りたい。
- この患者の所見から、今の状態であれば自力での帰国も可能と考えられるが、当院で入院手術を行った場合、日常生活が送れる、もしくは自力で帰国できる状態に回復するまで長期間を要する可能性や、回復しないまま亡くなってしまう可能性もある。この患者からは直接当院での治療を希望することを聞いていないこともあり、どのように対処すればよいのか知りたい。
- この患者は 10 年も日本に在留していながら公的医療保険にも加入していないため、非正規在留者かもしれないが、医療機関として本人確認のため在留カードの提示をこの患者に求めてもよいのか。また非正規在留者であった場合、当院からしかるべき機関へ通報した方がよいのか。

対応内容：

当窓口から以下を案内した。

- 本人確認を行うにあたり、医療機関が患者に在留カードの提示を求めても問題はない。むしろ特に外国人患者が日本の公的医療保険に加入していない場合は、パスポート等も含め、複数の本人確認書類でしっかり本人確認を行うとよい。
併せて、雇用主や母国の家族の連絡先なども確認するとよい。
在留カードの有効性は出入国在留管理庁のアプリ等で確認できる。
- 治療方針は検査結果を踏まえて医療機関と本人の間で決めるものではあるが、患者本人が帰国を希望していることもあり、またこの患者の入院が長期に及ぶ可能性や治療しても帰国できる状態まで回復できない可能性があるため、この患者には帰国して母国で治療を受けるのがよいのではないかと。
その際、この雇用主ではなく直接、患者本人とよく相談するように。
- 母国での治療に関しては診療情報提供書を患者経由で母国の親族等に渡し、母国の親族等に受入先医療機関を探していただくとうい。
- 診療情報提供書は日本語で発行してよいし、患者に費用を負担していただいて貴院にて翻訳されてもよい。
- 雇用主が日本での治療を希望しているとのことであるが、患者本人もそのように希望する場合は、事前に治療計画と概算医療費を明示し、医療費全額の前払いを含め、具体的な支払方法をはっきり確認してから治療を始めるとよい。本人が支払えない場合は、支払い能力のあるこの雇用主等に全額前払いしていただくか、連帯保証人になっていただくように。また、日本での入院治療とその支払いに関しては、日本にいる姪や母国の親族ともよく相談してみるように。
この一連の説明に関しては、貴院の法務担当者にも相談し慎重に対処することを勧める。
- この患者が正規在留者で、居住地に住民登録を行っている場合、保険料の未納分を納付することにより遡って公的医療保険に加入できる可能性もあるため、この患者から居住地の市区町村役場の担当者に相談するよう勧めてみてはどうか。
公的医療保険に加入できれば高額療養費制度も利用できるため、患者の医療費負担がかなり軽減されることとなる。
もしもこの患者が非正規在留者の場合には、日本の公的医療保険に加入することはできない。
- 国内に身寄りのない外国人患者の入院・手術時の身元保証について、最近では患者の国籍によらず身寄りのない患者の入院・手術時の身元保証を行う企業もあるので、相談してみてもいいか。
- また、この患者が非正規在留者であることがわかった場合、公務員（国公立病院の職員）でない限りは通報の義務はないが、本人に対して出入国在留管理庁への相談を勧めることは問題ない。

以上

【本事業事務局の連絡先】

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社

担当者名 麻田・大久保

TEL 03-6757-1035 E-mail biz-d@emergency.co.jp